

建築審査会における取り扱い

(建築基準法第44条第1項第2号及び第4号による許可に関する包括同意基準)

平成18年9月29日

桑名市建築審査会承認

改正 平成25年 9月27日

改正 平成27年 3月27日

1 趣 旨

市長が、建築基準法（以下「法」という。）第44条第1項第2号及び第4号による許可を行う場合に、下記の要件等に適合するものについては、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして、許可手続きの迅速化、簡素化を図るものである。

2 要件

(1) 法第44条第1項第2号に該当する場合

次のいずれかに該当するもの。

- ① 公衆便所、巡査派出所、路線バスの停留所の上屋及び公共駐輪場の上屋
- ② 有料道路の料金所
- ③ 道路管理者が設置し、管理する施設のうち、道路管理用資材置場、道路管理用自動車車庫、換気機械室、管理事務所、これらの施設を使用する作業員の待機所及び道路利用者のための休憩施設

(2) 法第44条第1項第4号に該当する場合

自動車専用道路区域内に設けられる休憩所、給油所、自動車修理所等で、当該道路の通行者の利便上必要と認められる施設。

3 建築審査会への報告

特定行政庁は、この包括同意要件により許可をした際には、すみやかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

なお、建築審査会の同意の日付は、許可の日とする。

附 則

この基準は、平成18年 9月29日から施行する。

この基準は、平成25年 9月27日から施行する。

この基準は、平成27年 3月27日から施行する。